

すながわ健康ポイント事業が始まります！

健康づくりの取り組みを応援する「すながわ健康ポイント事業」を開始します。市が実施する各種健（検）診の受診や各種講座の受講などでポイントがたまり、10ポイントで賞品と交換することができます。この機会に、自分にあった方法で健康づくりに取り組みませんか。

- **開始日** 7月1日(月)～
 - **対象** 令和2年3月31日現在で20歳以上の市民
 - **対象事業** 市が実施する各種健（検）診（最大3ポイント）、体育館・海洋センターの利用（最大3ポイントまで）、がんの市民講座（2ポイント）、ふれあいセンターや公民館が主催の講座（1ポイント）など
- ※対象事業の詳細は、市ホームページや参加申し込み時に配付するチラシをご覧ください。
- **ポイント付与期間** 11月30日(土)まで ※今年度は平成31年4月にさかのぼって付与します。
 - **賞品** 全員に砂川商店会連合会商品券（1,000円分）、さらに健（検）診チケット（1,000円分）または総合体育館・海洋センター無料利用券（10回分）のどちらかをお選びいただけます。
- ※10ポイント達成出来なかった場合（1～9ポイント）も粗品を贈呈します。
- **申込** 下記へ
 閩ふれあいセンターTel 52-2000

令和元年度国民健康保険税の改正について

国の税制改正に基づく市税条例の改正により、今年度から国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）の賦課限度額が58万円から61万円に変更となりました。また、世帯の所得が一定額以下の場合に軽減される応益分保険税（均等割・平等割）の、2割軽減と5割軽減の対象範囲が拡大されることとなりました。

なお、令和元年度国民健康保険税納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

▶ 賦課限度額の比較表

	医療分	支援金分	介護分（40～64歳）	計
平成30年度	580,000円	190,000円	160,000円	930,000円
令和元年度	610,000円	190,000円	160,000円	960,000円
増減額	30,000円	0円	0円	30,000円

▶ 軽減対象範囲の拡大

① **2割軽減**…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります

【平成30年度】33万円+（50万円×被保険者数）

（例）3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約287万円 {所得約183万円}

【令和元年度】33万円+（51万円×被保険者数）

（例）3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約291万円 {所得約186万円}

⇒所得判定基準額の引き上げにより、夫の給与収入のみの3人世帯の場合、給与収入が前年度よりも4万円多い約291万円まで、2割軽減の対象となりました。

② **5割軽減**…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります

【平成30年度】33万円+（27.5万円×被保険者数）

（例）3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約190万円 {所得約115万円}

【令和元年度】33万円+（28万円×被保険者数）

（例）3人世帯で収入は夫のみ、給与収入 約193万円 {所得約117万円}

⇒所得判定基準額の引き上げにより、夫の給与収入のみの3人世帯の場合、給与収入が前年度よりも3万円多い約193万円まで、5割軽減の対象となりました。

閩市民税係Tel 54-2121

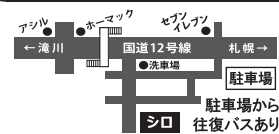
第10回 **すながわ**
今年で最後!
み～んな
集まれ!
ジャリボリー

会場:株式会社シロ(旧 ローレル)
砂川市西豊沼275番地 TEL.52-3756



7.13

土曜日 10:00～



ステージイベント

砂川小ウインズ・アンサンブル、メイクショー、ダンス、空手演武、バンド、ビンゴ、餅まき など

おしごと体験

警察官、消防士、プログラマー、大工さん、美容師、ネイリスト、カフェ店員、記者、先生、モデル など

ものづくり体験

香水、草木染め、木工工作、バッグ、竹とんぼ など

おいしい屋台・足湯

※時間帯で内容は変わります。※内容は変更になる場合があります。